



鹿嶋基署発第 240 号
平成 25 年 11 月 8 日

関係団体の長 殿

鹿嶋労働基準監督署長



「トラック等からの墜落災害防止強化運動」実施について(要請)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、労働基準行政の推進にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、道路貨物運送業における労働災害は、38 件発生(10 月 31 日現在)し、対前年比で 13 件の大幅増加となっています。このままで推移すると 12 月末においては、50 件近くまで達することが懸念されます。

道路貨物運送業は、荷主の求めに応じてトラック等に荷を積み込み、客先に運搬し荷降ろしを行うため、荷主や客先の構内で災害が発生する特徴があります。運送業の事業者の努力だけでは労働災害を防止することは難しい状況にあり、荷主の方のご理解ご協力が必要不可欠です。

このようなことから、増加傾向にある道路貨物運送業の労働災害に歯止めをかけるため、標記の運動を下記のとおり実施することにいたしました。

貴団体におかれましては、当該運動の趣旨をご理解いただきまして、傘下会員事業場に対して、当該運動の取り組みを周知していただきますようお願いいたします。

記

1 運動の取り組み期間

平成 25 年 12 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 スローガン

「使いましょう ヘルメットと安全帯 落ちる前に身を守ろう！」

3 実施事項

- (1) 運送業の事業者及び荷主が協力して、荷降ろし場所等に取り付けた墜落防止設備(親綱、安全带等)の点検を行う。(既存の墜落防止設備が有効に機能するように維持管理する)
- (2) 荷主は、トラック等の運転者が墜落防止設備を使用して安全な作業を行うよう、安全パトロール等により指導を行う。(パトロール対象場所に、荷の積み降ろし場所を含める)
- (3) 墜落防止設備の使用に関し、トラック等の運転者から意見を聞いて、問題点があれば改善方法を検討する。
- (4) 運送業の事業者及び荷主が協力して、トラック等からの墜落災害防止に関する安全教育を行う。
- (5) スローガンの掲示、荷の積込み、積み降ろし場所に「安全帯着用」「ヘルメット着用」の看板を取り付けてトラック等の運転者に注意喚起を行う。
- (6) 荷主構内において運送業の事業者に係る災害が発生した場合は、速やかに災害発生状況を把握し、再発防止の指導を行う。また、安全衛生委員会(安全衛生協議会を含む)を活用し、構内常駐の運送事業者と災害防止に関して意見交換を行う。

〈担当者〉

鹿嶋労働基準監督署

安全衛生課 中 島

茨城県鹿嶋市宮中1995-1

電 話 0 2 9 9 - 8 3 - 8 4 6 1